



5 教 特 第 4 2 7 号

平成 6 年 3 月 2 8 日

各市町村（学校組合）教育長
各教育事務所長
各県立学校長
事務局各課長
教育センター所長
スポーツ教育センター所長
定時制・通信制教育センター所長

様

高 知 県 教 育 長

勤務時間及び育児休暇等について（通知）

勤務時間については、労働基準法の一部改正等に伴い関係規定が改正整備されました。
又、育児休暇については、職員の勤務条件の改善を図るため規則が改正されることになりましたので、職員に周知してください。

記

1 勤務時間

（1）改正の趣旨

週40時間労働制の原則には、段階的移行措置がとられておりましたが、平成6年4月1日から施行される改正労働基準法では、これが廃止され、法定労働時間は44時間から40時間となります。

今回の条例等の改正は、その趣旨にそって関係規定を整備するものです。

しかしながら、教育職員については、今回の法改正に合わせ労働省令で特例措置が定められました。（別添参考）それにより勤務時間等の取扱いが現行と変わるものではありません。

（2）改正の内容 一別添新旧対照表一

- ① 「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」（昭和29年条例38号）
- ② 「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（昭和29年人事委員会規則第6号）
- ③ 「公立学校に勤務する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則」（平成4年教育委員会規則第6号）
- ④ 「県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程」（平成4年教育委員会訓令第4号）

（3）施行日

- ①、② 平成6年4月1日
- ③、④ 平成6年4月10日

2 育児休暇

(1) 改正の趣旨

現在、女子職員を対象としているが、傷病、就業その他の事情により母親が生児を育てることができない場合、母親に替わって男子職員が生児を育てることのできる環境を整備する。

(2) 改正の内容 一別添新旧対象表一「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（昭和29年人事委員会規則第6号）

- ① 男子職員も請求できること。ただし、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。
- ② 配偶者が取得する育児休暇又は労働基準法第67条の規定に基づく休暇等を含めて1日2回とする。

(3) 運用上の留意事項

① 請求できる場合

- ア 配偶者が傷病、就業その他の事由で当該生児を育てることができないとき
- イ 配偶者も就業している場合で、男子職員と配偶者が異なる時間帯にそれぞれ1回を請求するとき

② 請求できない場合

- ア 配偶者が常態として育てることができるとき
- イ 配偶者が産前産後休暇、育児休業、又は育児休暇を取得しているとき
- ウ 配偶者が就業しているが、当該生児を育てることができるとき

③ 請求の手続

休暇承認願の理由欄又は承認願添付書類の備考欄に、承認を受けようとする時間の当該生児に対する配偶者の養育の状況を記入すること。（女子職員については従前の例による。）

(4) 施行日

平成6年4月1日

3 その他

(1) 看護休暇

- ① 申請手続きの際、「休暇承認願」への「看護休暇理由書」の添付を廃止した。
- ② 運用上の留意事項

「休暇承認願」の理由欄に休暇の名称、被看護者の続柄、負傷・疾病等の内容を簡潔に記入すること。

（労働基準法）

（労働時間及び休憩の特例）

第四十条 第八号第四号、第五号及び第八号から第十七号までの事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二条から第三十二条の五までの労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定について、命令で別段の定めをすることができ。

② 前項の規定による別段の定めは、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

（現行より）

改正

「労働基準法施行規則」

○労働省令第一号

労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（昭和五年法律第七十九号）の施行に伴い、並びに労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十二条の四第一項から第四項まで、第三十八条の二第四項、第三十九条第三項、第四十条第一項、第六十条第三項、第三十四条の二第一項及び第三十三條の二の規定に基つき、並びに同法を実施するため、労働基準法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和六年一月四日

労働大臣 坂口 力

労働基準法施行規則の一部を改正する省令
労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

（附則）

第四十条 第四号、第五号及び第八号から第十七号までの事業で、公衆の不便を避けるために必要なものその他特殊の必要あるものについては、その必要避くべからざる限度で、第三十二条から第三十二条の五までの労働時間及び第三十四条の休憩に関する規定について、命令で別段の定めをすることができ。

2 前項の規定による別段の定めは、この法律で定める基準に近いものであつて、労働者の健康及び福祉を害しないものでなければならない。

3 労働基準法施行規則の一部を改正する省令（昭和二十二年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

新 新 旧 対 照 表 旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（勤務時間）

第三条 職員の勤務時間は、一週間について四十時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、一週間当たり四十時間とする。

2 職務の性質により前項に規定する勤務時間を超えて勤務することとを必要とする職員の勤務時間については、県教育委員会が人事委員会の承認を得て定める。

3 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、前二項の勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの五日間において、任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（勤務時間）

第三条 職員の勤務時間は、一週間について四十時間を下らず、四十四時間を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。

2 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員については、その所属する市町村の教育委員会とする。以下同じ。）は、職員の勤務条件の特殊性その他の事由により、前項に規定する時間の範囲内において前項の人事委員会規則で定められた勤務時間を変更することができる。

3 職務の性質により第一項に規定する勤務時間の最高限をこえて勤務することとを必要とする職員の勤務時間については、県教育委員会が人事委員会の承認を得て定める。

4 日曜日及び土曜日は、勤務を要しない日とし、前三項の勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの五日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。ただし、県教育委員会は、特別の勤務に従事する職員につい

職員については、その所属する市町村の教育委員会とする。以下同じ。）がその割振りを行うものとする。ただし、県教育委員会、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

4 任命権者は、職員に前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（前項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

ては、人事委員会規則で定める期間につき一週間当たり一日以上の割合で勤務を要しない日を設ける場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定めることができる。

5 任命権者は、職員に前項の規定による勤務を要しない日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を勤務を要しない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間（前項本文の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の二分の一に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。）を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）

第二条 削除

（勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの基準）

第三条 公立学校職員の勤務時間等の条例第三項本文に規定する勤務時間は、一日につき八時間となるように割り振るものとする。

2 県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間等の条例第三項ただし書の規定に基づき、特別の勤務に従事する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、四週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に八日の勤務を要しない日を設け、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

3 略

（勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更）

第四条 公立学校職員の勤務時間等の条例第三項の人事委員会規則で定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。

2 公立学校職員の勤務時間等の条例第三項の人事委員会規則で定める勤務時間は、四時間（同条第二項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、四時間を下回らず四時間

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）

（一週間の勤務時間）

第二条 公立学校職員の勤務時間等の条例第三項の規定に基づく勤務時間は、一週間につき四十時間とする。ただし、特別の勤務に従事する職員の勤務時間は、一週間あたり四十時間とする。

（勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの基準）

第三条 前条本文に規定する勤務時間は、一日につき八時間となるように割り振るものとする。

2 県教育委員会は、公立学校職員の勤務時間等の条例第三項の人事委員会規則で定める勤務時間に基づき、特別の勤務に従事する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて別に定める場合には、四週間ごとの期間についてこれを定め、当該期間内に八日の勤務を要しない日を設け、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

3 略

（勤務を要しない日の振替え及び半日勤務時間の割振り変更）

第四条 公立学校職員の勤務時間等の条例第三項の人事委員会規則で定める期間は、同項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。

2 公立学校職員の勤務時間等の条例第三項の人事委員会規則で定める勤務時間は、四時間（同条第二項の規定により一週間の勤務時間が定められている職員にあつては、四時間を下回らず四時間

三十分を超えない時間。以下この条において「半日勤務時間」という。）とする。

3 公立学校職員の勤務時間等の条例第三条第四項の規定に基づき割り振ることをやめることとなる半日勤務時間は、第一項に規定する期間内にある勤務日（公立学校職員の勤務時間等の条例第三条第四項に規定する勤務日をいう。以下この条において同じ。）のうち、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する勤務時間とする。

4 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する職員については、その所属する市町村の教育委員会とする。以下同じ。）は、勤務を要しない日の振替え（公立学校職員の勤務時間等の条例第三条第四項の規定に基づき、勤務日を勤務を要しない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同項の規定に基づき、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、勤務を要しない日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

5
略

三十分を超えない時間。以下この条において「半日勤務時間」という。）とする。

3 公立学校職員の勤務時間等の条例第三条第五項の規定に基づき割り振ることをやめることとなる半日勤務時間は、第一項に規定する期間内にある勤務日（公立学校職員の勤務時間等の条例第三条第五項に規定する勤務日をいう。以下この条において同じ。）のうち、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間の始まる時刻から連続し、又は勤務時間の終わる時刻まで連続する勤務時間とする。

4 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第一条及び第二条に規定する職員については、その所属する市町村の教育委員会とする。以下同じ。）は、勤務を要しない日の振替え（公立学校職員の勤務時間等の条例第三条第五項の規定に基づき、勤務日を勤務を要しない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）又は半日勤務時間の割振り変更（同項の規定に基づき、半日勤務時間のみが割り振られている日以外の勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該半日勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下同じ。）を行う場合には、勤務を要しない日の振替え又は半日勤務時間の割振り変更を行った後において、勤務を要しない日が毎四週間につき四日以上となるようにし、かつ、正規の勤務時間を割り振られた日が引き続き二十四日を超えないようにしなければならない。

5
略

新

新

旧

対

照

表

旧

公立学校に勤務する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りに関する規則（抜粋）

（趣旨）

第一条 この規則は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十九年高知県条例第三十八号。次項において「条例」という。）第三条第三項の規定に基づき、現に公立学校に勤務する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例により定められた事項についても必要な事項は、この規則に掲記するものとする。

公立学校に勤務する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第一条 この規則は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十九年高知県条例第三十八号）第三条第四項ただし書の規定に基づき、現に公立学校に勤務する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの特例について必要な事項を定めるものとする。

新

旧

対

照

表

新

旧

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程を次のように定める。

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程を次のように定める。

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の

勤務時間、休日及び休暇に関する規程

勤務時間、休日及び休暇に関する規程

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日及び休暇については、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十九年高知県条例第三十八号）、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十九年高知県人事委員会規則第六号）及び公立学校に勤務する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りに関する規則（平成四年高知県教育委員会規則第六号）の規程を準用する。

県立学校に勤務する単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休日及び休暇については、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和二十九年高知県条例第三十八号）、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十九年高知県人事委員会規則第六号）及び公立学校に勤務する職員の勤務を要しない日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（平成四年高知県教育委員会規則第六号）の規程を準用する。

新 旧 対 照 表

新 旧 対 照 表

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）
（特別休暇）

第十条 特別休暇は、次の表に定める基準によるものとする。

原	因	承認を与える期間
一〇一五 略	一六 育児（職員が生後満一年に達しない生児を育てる場合。ただし、男子職員にあつては、配偶者が当該生児を育てることができない場合に限る。）	略
一七〇二 略		一日二回（男子職員にあつては、配偶者が取得する当該休暇（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定に基づく休暇等を含む。）を含む。）一回四十五分

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋）
（特別休暇）

第十条 特別休暇は、次の表に定める基準によるものとする。

原	因	承認を与える期間
一〇一五 略	一六 育児（女子職員が生後満一年に達しない生児を育てる場合）	略
一七〇二 略		一日二回 一回四十五分